

改正

平成24年 7 月27日24世介保第577号

平成25年 3 月21日24世介保第1155号

平成25年 4 月 1 日25世介保第97号

平成26年 2 月27日25世介保第1121号

平成28年 4 月 1 日28世介保第37号

平成30年 2 月 1 日29世介保第1445号

令和 4 年 5 月 1 日 4 世介保第195号

世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱

第 1 目的

この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づき、居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う指導について、基本的事項を定めることにより、当該指導の実施に当たっては居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置くとともに、介護サービス事業者等を支援することを基本とするものとし、もって介護サービス事業者等が行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第 2 指導の方針

指導は、介護サービス事業者等に対し、次に掲げる基準等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを基本とする。

1 法第74条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252

- 条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に規定する指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 2 法第81条第1項及び第2項の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定める条例に規定する指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準
 - 3 法第88条第1項及び第2項の規定により都道府県が定める条例に規定する指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 4 法第97条第1項から第3項までの規定により都道府県が定める条例に規定する介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
 - 5 法第111条第1項から第3項までの規定により都道府県が定める条例に規定する介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
 - 6 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により都道府県が定める条例に規定する介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 7 法第78条の4第1項及び第2項の規定により市町村が定める条例に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 8 法第115条の4第1項及び第2項の規定により都道府県が定める条例に規定する指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 9 法第115条の14第1項及び第2項の規定により市町村が定める条例に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 10 法第115条の24第1項及び第2項の規定により市町村が定める条例に規定する指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 11 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
 - 12 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)
 - 13 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)
 - 14 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)

- 15 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- 16 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- 17 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- 18 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）
- 19 その他、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を定める条例等

第3 指導の形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、世田谷区長（以下「区長」という。）が主体となり、指定の権限を持つ介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者に対する虐待の事案をはじめとした過去の指導事例等の内容について、一定の場所に集めた講習又はオンライン会議システム、インターネットを活用した動画の配信若しくはホームページへの資料の掲載（以下「オンライン等」という。）により行う。

なお、区長は、その実施にあたっては、指導の内容等に応じてサービスの種別ごとに実施する等、当該指導の内容について理解が図られるよう努めるものとする。

2 運営指導

運営指導は、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める内容について、原則、実地に行う。また、区長が単独で行うものを「一般指導」とし、区長が厚生労働大臣、都道府県知事又は他の区市町村長と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、区長は、当該各号に掲げる指導については、効率性の向上の観点から、それぞれ分割して実施することができる。

(1) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供の状況を含む。）

(2) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制（(3)に関するものを除く。）

(3) 報酬の請求指導

加算等の介護報酬の請求

第4 指導の対象

指導の対象は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、区長が指定の権限を持つすべての介護サービス事業者等を対象とする。

2 運営指導

運営指導は、次の各号に掲げる指導の区分に応じて、効率的な指導を行う観点から、当該各号に定める介護サービス事業者を対象とする。

(1) 一般指導

実施の頻度及び個別の事由を勘案し、計画的に指導を実施できるよう、原則毎年度、区長が選定する介護サービス事業者等

(2) 合同指導

一般指導の対象とした介護サービス事業者等のうち、区長が厚生労働大臣、都道府県知事又は他の区市町村長と協議の上、選定するもの

第5 指導の方法等

1 集団指導

(1) 実施の頻度

年1回以上、実施するものとする。

(2) 実施の通知

区長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、指導の対象とする介護サービス事業者等に対して、おおむね2月前までに通知する。

(3) 指導の方法

集団指導の実施に当たっては、介護サービス事業者等に対して、指導の内容の理解を深めるために、質問、個別の相談等の機会を設ける等、工夫する。

なお、集団指導に参加しなかった介護サービス事業者等に対しては、指導において使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供をするとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による指導の場合は、配信動画の視聴又は資料の閲覧の状況について確認する。

2 運営指導

(1) 実施の頻度

区長が指定の権限を持つ介護サービス事業者等に対しては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導を実施するものとする。また、これに該当しない介護サービス事業者等に対しては、必要に応じて指導を実施するものとする。

(2) 実施の通知

区長は、指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、当該介護サービス事業者等におおむね1月前までに通知する。

ただし、当該介護サービス事業者等において高齢者に対する虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導の開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 運営指導の担当者

エ 介護サービス事業者等の出席者（役職名等）

オ 準備すべき書類等

カ 実施する運営指導の形態、当日の進め方及びスケジュール

(3) 指導の方法

運営指導は、次の方法により行う。

ア 基準等への適合性に関し、介護サービス事業者等による自己点検を励行する。

イ 関係書類等に基づき、関係者に説明を求める面談方式で行う。なお、施設及び設備並びに利用者等のサービスの利用の状況以外の実地でなくても確認できる内容(第3の2(2)及び(3)に規定する指導の場合に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システム等により行うことができる。その活用にあたっては、介護サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 第3の2(1)及び(2)に規定する指導は、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者の保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。この場合において、確認項目以外の項目については、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書の提出又は提示は求めないものとする。なお、サービス種別ごとの確認項目及び確認文書については、厚生労働省が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」を基本として、区が定める。

(4) 運営指導の留意点

運営指導の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 所要時間の短縮等

確認項目に基づき指導を実施することで、一の介護サービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮する。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施

運営指導の対象となる介護サービス事業者等が同一所在地又は近隣に複数ある場合においては、できるだけ同日又は連続した日程で行う等により効率化を図る。

ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施

法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護サービス事業者等の状況も踏まえた上で、区の担当所管間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うよう努める。

エ 介護サービス事業者等に準備を求める書類等

運営指導において準備を求める文書は、原則として、前年度から直近までの実績に係るものとし、介護サービス事業者等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料については1部とし、区が既に保有する文書（新規指定時、指定更新時又は変更時に提出されたもの等）については再提出を求めない。

また、介護サービス事業者等によって作成され、又は保存される資料が電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上でその内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備及び提出は求めない。

オ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、その対象とする利用者等は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援を担当する者又はこれらの者であった者については、原則として介護支援専門員1人当たり1名又は2名の利用者についてその記録等を確認するものとする。

カ 基準等に基づく指導

運営指導は、基準等に基づき行うものとし、指導担当者の主観に基づく指導及び指導の対象となる介護サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる内容の指導は行わない。

キ 個々の指導における根拠規定及びその趣旨、目的等の説明

運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況及びその状況に至った理由を聴取し、当該指導の根拠規定及びその趣旨、目的等について懇切丁寧な説明を行う。

ク 介護サービス事業者等の出席者

運営指導の際、介護サービス事業者等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者及び労務、会計等の担当者を同席させることができるものとする。

(5) 指導結果の通知

運営指導の結果、人員、施設及び設備若しくは運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬の請求について不正に当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要する場合は、後日文書によりその旨を指導の対象となった介護サービス事業者等に通知する。

(6) 報告書の提出

区長は、指導の対象となった介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

区長は、次の場合には、運営指導を中止し、直ちに世田谷区介護サービス事業者等の監査実施要綱（平成20年5月15日20世保福介第154号）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 1 基準等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがある場合
- 3 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者に対する虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 指導に当たっての留意点

指導は、厚生労働省が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」等に基づき行い、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導、より良いケア等を促す助言等については、介護サービス事業者等との共通認識が得られるものとする。
- 2 適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている介護サービス事業者等については、積極的に評価し、他の介護サービス事業者等にその取組を紹介する等、介護給付等対象サービスの質の向上に向けた指導を行う。

附 則（平成24年 7 月27日24世介保第577号）

この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日24世介保第1155号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日25世介保第97号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 2 月27日25世介保第1121号）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第81条第 1 項及び第 2 項の都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市及び同法第252条の22第 1 項の中核市を含む。）の条例が制定され、及び施行されるまでの間は、第 3 の 2 中「法第81条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県が定める条例に規定する指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11年厚生省令第38号）」とする。
- 3 法第115条の24第 1 項及び第 2 項の市町村（特別区を含む。）の条例が制定され、及び施行されるまでの間は、第 3 の 9 中「法第115条の24第 1 項及び第 2 項の規定により市町村が定める条例に規定する指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」とあるのは「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」とする。

附 則（平成28年 4 月 1 日28世介保第37号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 1 日29世介保第1445号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月28日 4 世介保第195号）

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。